



資料2

様式第1号

令和8年1月10日

再苦情申立書

福島県警察本部長 様

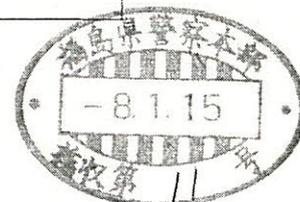
再苦情申立者

住所 いわき市平谷川瀬二丁目 6-4

氏名 有限会社ハコプラスデザ

代表取締役 新妻 邦仁

申立対象工事	双葉警察署浪江分庁舎改築工事 基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル
申立事項	<p>本件において、審査過程および手続きの透明性に疑義あり、選定結果（通知および回答）を不服とするため申立ていたします。</p> <p>(1) 参加表明書類および技術提案書を期日*1*3までに受領したにも関わらず、申立者に何ら通知・確認*2を行うことなく書類不備とし選定外（失格）とした件</p> <p>①参加表明書において「様式2・業務実績書」の提出がないとされたが、これを不服とする。申立者は提出書類一式を4名にて多重に確認の上で封入をし、提出を行っている。</p> <p>②また、「様式2」に記載の業務実績（1件以上3件以内の実績）を3件におよび示しその明細資料を添付しており、相手方はこれらを受領・確認している。</p> <p>③かつ、送付状において「様式2」の提出を明記している。</p> <p>④さらに、提出内容に疑義が生じたときは確認や問合せがあると示されており*2、申立者はこれを受けていない。</p> <p>①により一方的な書類不備の見解を不服とし、担当者より同封なしと回答された点に疑義がある。申立者はその所在を確認する術がなく、また何ら問合せもなく、審査過程およびその説明に透明性がなく、不公平である。</p> <p>②③④についての説明を求めたところ、担当者の電話回答では「期日当日の到着であったため確認が出来なかった。期日前日までに受領できていれば確認できた」とされた。募集要領*1のとおり提出期日は示されており不服である。以て「様式2」の提出がされていない旨の回答およびこの事由による不選定通知は不服であります。</p>



(2) 提出期限および審査過程の手続きの透明性の疑義*3、
ならびに設計者にとって不利益な負担を生じさせた件

前項により、申立者は書類不備の認識が一切ない。
よって、参加表明は正に受理されたと認識し、技術提案書
の作成に取り組み、提出期日*3までにこれを提出している。

- ①参加表明が不受理であるならばその旨を通知するべき*2
- ②参加表明審査において十分な確認期間があるのでは*3と
疑義申立てしたことに対し、担当者の電話回答では「両期
日の日程差は他のプロポーザル期日に倣い設定したもので
あり、参加表明書類の確認期間として充当していない」と
された。しかしその旨および手続き期間は示されておらず、
以て応募者が自らの参加資格受理・不受理を知り得る機会
がなく、一方的な処理であり応募者にとって不利益である。
- ③技術提案書が期日までに提出され、これを受理・確認し
ているにも関わらず、これを無効とされた理由書が示され
ていない*4

以て「様式2」の提出がされていない旨の問合せや通知が
示されていない状況において、期限の異なる技術提案書の
作成に取り組みざるを得なく、かつこれを誠意をもって作成
し期日までに提出した申立者および応募者にとって審査事
務の公平性・透明性はなく、誠に遺憾であります。

(3) 審査結果通知においてその内容を理解し難い件
プロポーザルの審査過程については、一切の説明がなく、
「審査の結果、貴者はヒアリング要請者として選定されま
せんでした」とのみ通知がされた。

- ①通知の翌日から2週間以内に書面で不選定説明を求める
ことができる旨の記載に基づき、説明を求めた。
- ②先の(1)(2)に申立のとおり申立者にとって不合理的な
審査により、参加表明の時点で無効とされたことを説明要
求にて初めて知り得た。
- ③技術提案書の受理にも関わらずこれを通知なく無効とさ
れたことを、上記同様、初めて知り得た。
- ④さらに申立者の説明要求によって初めて、第一次審査に
おいて審査対象とされていない旨の回答があった。

前提として、申立者は、技術提案書において評価が至らなかった旨を理解したく、不選定通知文に対して説明を求めたものである。

設計者にとってプロポーザルとは、募集要領の目的を十分に理解かつ共感し、自らの倫理観に照らし、広く公共の利益に応えるべく、通常業務を停止または制限し、貴重な時間と多大なる労力を費やして、技術力および創造力・実現力を提案すべく覚悟を持って真摯に取り組み、心血を注いで技術提案書を作成し、提出するものである。

この技術提案書が評価項目において評価されたのであれば納得し、更なる向上を目指すところである。

しかしながら、全く覚えがない書類不備処理により不条理な参加表明書類審査がなされ、この説明が十分に無いまま技術提案書作成および提出をし、正に受理されたにも関わらず十分な通知ならびに説明がないまま、第一次審査の土俵に上がることなく処分された旨の回答を受け、これを不服申し立ていたします。

なお、担当者の電話回答では「申立者以外にも、参加表明書審査において数社の無効（失格扱い）があった」と示されました。この口頭回答の意図は計りかねますが、不選定通知には「審査の結果」*5とあり、参加表明書資格審査と技術提案書資格審査の区別はなされておりません。説明要求により初めて参加表明による無効を示されましたが、前項までに基づき、申立者の参加表明が失格要件に適合したとは考えられません。ゆえに公正な審査ならびに通知・開示がなされたとは理解しがたく、今回の説明求めに応じて回答された内容は参加資格要件があった応募者にとって著しく不公平で不利益であると考えます。

プロポーザルに臨む全ての設計者にとって透明性があり、事務手続きが明朗であり、評価基準が公正に示されるものであるよう、ここに申立をいたします。

本申立により選定結果を不服とするに伴い、参加表明審査ならびに第一次審査の透明性は晴らせないと考え、以て事務局の進める第二次審査ヒアリング要請者選定*6の実施についても不服申立をいたします。

申立ての根拠	<p>*1 募集要領 8- (6) および 12- (3) 参加表明書期日の提出期限は令和 7 年 11 月 10 日 (月) 午後 5 時までとされており、その前日までの到着分を審査・確認すると示されていない</p> <p>*2 募集要領 8- (7) および 12- (4) その他 資格審査において疑義が生じたときは、事務局より電話またはメールにて問い合わせる旨が示されている</p> <p>*3 募集要領 13- (3) 技術提案書の提出期限は令和 7 年 11 月 25 日 (火) 午後 5 時までとされており、参加表明書提出期限より 15 日間の十分な審査確認期間がある</p> <p>なお、仮に審査が同時に行われるのであれば、期日を別に定める目的は考えられず、またはその事由は示されておらず、一般的な認識に照らせば、両期日の期間は参加表明に関する確認および問合せ期間とされる</p> <p>*4 募集要領 14 申立書 (1) ①により、いずれにも該当しない</p> <p>*5 募集要領 8- (8) 第一次審査 令和 7 年 12 月中旬頃 募集要領 15 選定方針 本プロポーザルの審査は第一次および第二次審査の二段階方式で行うと示されており、各審査は別紙 2 「各審査における評価項目等」によると示されている</p> <p>*6 募集要領 8- (9) ならびに (10) 、16- (1) 第二次審査公開ヒアリング 令和 8 年 1 月下旬頃</p> <p>以上</p>
--------	---